

美里町学校給食費に関する条例（案） 説明資料

（趣旨）

第1条 この条例は、美里町（以下「町」という。）が設置する小学校、中学校及び幼稚園における学校給食の実施に係る給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

（1）本条は、この条例を定める理由を規定したものです。

（学校給食の実施）

第2条 町は、美里町立学校の設置に関する条例（平成18年美里町条例第89号）に規定する小学校及び中学校に在学する児童及び生徒、幼稚園に在園する幼児（以下「児童生徒等」という。）並びにこれらの機関に属する職員（学校給食を調理する者を含む。以下単に「職員」という。）を対象に学校給食（以下単に「給食」という。）を実施する。

【説明】

（1）本条は、学校給食の実施の対象者を定めたものです。

（2）給食の実施対象者は、町立の小学校6校の児童及び職員、中学校3校の生徒及び職員並びに幼稚園3園の幼児及び職員です。

（給食費の徴収）

第3条 町長は、前条の規定により給食を受ける児童生徒等の保護者等（子に対して親権を行う者その他これに準ずる者として規則で定める者をいう。）及び職員から、給食に要する経費のうち保護者等及び職員が負担すべき経費を給食費として徴収する。

2 前項において「保護者等及び職員が負担すべき経費」とは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項において保護者の負担とされているものをいう。

3 給食費の額は、別表に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、町長は前条に規定する者以外に給食を提供した場合は、その者から規則で定める額を給食費として徴収する。

【説明】

- (1) 本条は、給食費の徴収について定めたものです。
- (2) 給食費を負担するのは保護者等及び職員であり、町長がその保護者等及び職員から給食費を徴収することとしています。
- (3) 第2項は「保護者等及び職員が負担すべき経費」について定めています。その経費は主に給食に要する食材費です。
- (4) 第3項は給食費の額について定めています。給食費の額は年額としており、給食が実施される学校ごとに提供日数が異なるため、上限額を別表により定めています。
- (5) 第4項は、前条に規定する者以外に給食を提供した場合に徴収する給食費について定めています。これは、保護者を対象とした試食会、学校行事等での指導者等に給食を提供する場合を想定しております。

(給食費の納付)

第4条 前条第1項の給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

2 前条第4項の給食費は、給食の提供を受けたときに納付しなければならない。

【説明】

- (1) 本条は、給食費の納付について定めたものです。
- (2) 第1項は保護者等及び職員は規則で定める日までに給食費を納付しなければならないと定めています。
- (3) 第2項は、児童生徒等及び職員以外で給食提供を受けた者は給食の提供を受けたときに納付しなければならないと定めています。

(給食費の減額)

第5条 町長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、給食費を減額することができる。

【説明】

- (1) 本条は、給食費の減額について定めたものです。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

(1) 本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに納付期限の到来した給食費については、なお従前の例による。

(美里町学校給食調理施設条例の一部改正)

3 美里町学校給食調理施設条例(平成18年美里町条例第95号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び幼稚園」に改める。

【説明】

(1) この条例の施行日は、平成28年4月1日です。

(2) 併せて、美里町学校給食調理施設条例の一部を改正するものです。